



特定公共賃貸住宅 入居者募集案内

(令和7年11月随時募集)

長門市では、次のとおり、特定公共賃貸住宅の入居者随時募集を行います。

特定公共賃貸住宅は、公営住宅法や長門市営住宅条例等により入居資格が定められています。

募集案内をよくお読みいただき、入居資格をご確認のうえ、お申し込みください。

申込受付期間

令和7年11月17日（月）から令和8年1月9日（金）まで

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

申込手続き

次の3点に必要事項を記入し提出してください。

- ① 特定公共賃貸住宅入居申込書 ② 住民票 ③所得課税証明書

申込書に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

募集を行う住宅

資料内の募集住宅一覧表、間取り図をご参照ください。

住宅の設備等の詳細については、お問合せください。

なお、長門市公式HPでは、募集する住宅の内部写真等の情報を公開しています。右記QRコードよりアクセスしてください。

募集案内ページ



物件写真ページ



申込書提出・問い合わせ先

本 庁 建築住宅課 住宅班	0837-23-1186
三隅支所	0837-43-0277
日置支所	0837-37-2168
油谷支所	0837-32-1114

募集を行う住宅

団地名	棟・部屋	所在地	建設年	間取り	家賃（円）	単身入居
殿村新開	D棟 302号	三隅下	H13	3LDK	40,000～ 62,000	不可
殿村新開	D棟 303号	三隅下	H13	3LDK	40,000～ 62,000	不可

※一回の募集において、一世帯一戸の申込に限ります。

通常の市営住宅と異なる点

特定公共賃貸住宅は、低所得者等と対象とした市営住宅と異なり、中所得者を対象とした住宅です。そのため、以下の点が異なります。

- ・市営住宅よりも面積が広い
- ・入居条件のうち所得要件が高く設定されており、中所得者以上が入居可能
- ・入居後、所得が高額になることを理由とした明渡し請求が無く、住み続けることが可能
- ・児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されている児童との入居が可能

市営住宅における暴力団排除の取組みについて

長門市では、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保のため、申込者、同居又は同居しようとする親族（以下「申込者等」という）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）ではないことを入居者資格として条例に規定し、入居決定をしないこととしました。

このため、市営住宅の入居申込みをされる方には、申込者等が暴力団員ではないことについて誓約をいただくとともに、市においては、入居者資格の審査の際に、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することとしました。

趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願ひします。

1. 申込みから入居までの流れ

- ① 申込書の提出**

受付期間：**令和7年11月17日（月）～令和8年1月9日（金）**
提出物：特定公共賃貸住宅入居申込書・住民票・所得課税証明書

※申込者の状況によって上記以外に必要な書類の提出を求める場合があります。

※申込前に募集する部屋の内覧を希望される方は内覧希望日の3日前までにお問い合わせください。
(平日午前10時～11時30分、午後1時～4時の時間内で対応)
- ② 入居資格審査結果通知**

① 合格の場合 ⇒ 入居仮決定通知、賃貸借契約書、敷金納付書を郵送
② 不合格の場合 ⇒ 失格通知発送

※合格の場合であっても、この時点ではまだ「仮決定」であり
契約書の取り交わしが完了しなければ入居はできません。
- ③ 入居の手続き**

内容：賃貸借契約書の取り交わし、敷金納入など

※賃貸借契約書には、当選者と連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。
※敷金は決定した家賃の3ヶ月分です。
※手続きをしなかった場合、入居を辞退したとみなします。
- ④ 入居可能日通知
鍵の引渡し**

鍵の引渡し：場所日時を文書にて通知します
- ⑤ 入居可能日**

入居可能日：文書にて通知します
※入居日より14日以内に住民票を異動し、入居届を提出してください。

2. 入居者資格等について

特定公共賃貸住宅の申込には、次の条件を全て満たしている必要があります。

① 同居又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む）があること

- ・婚姻予定の場合は、申込締切日から 3 ヶ月以内に婚姻して入居できることが条件です。
- ・外国人については、住民登録を行っている方に限ります。
- ・同居する子は、児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童も可能

② 法で定める収入基準に該当すること

- ・入居しようとする方全員の総所得金額から別表の金額を控除した額を 12 で除した額が 158,000 円以上 487,000 円以下であること。

③ 入居する者の中に暴力団員がないこと

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団

④ 市税等の滞納がないこと（入居しようとする人全員）

⑤ 連帯保証人を選任することまたは市指定の家賃保証会社と契約すること

連帯保証人に選任できるのは、次の 5 つの条件を満たしている人です。

1. 親族以外の方が連帯保証人になる場合には、県内に住所を有する者であること。
2. 独立の生計を営む者であること。
3. 条例第 6 条第 2 号ウに規定する金額（158,000 円）以上の所得を有する者であること。
4. 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅に入居していない者であること。
5. 市税等滞納者でないこと。

⑥ 入居後に単身となった場合、身元引受人（1 名）を選任すること

- ・入居後単身となられた場合には、身元引受人を選任し届出を行っていただきます。
- ・身元引受人の資格は、⑤の連帯保証人の資格と同様です。
- ・⑤の連帯保証人と兼ねることができます。

« 控除の種類と金額 »

同居親族控除	1 人につき 380,000 円
寡婦（夫）控除	1 人につき 270,000 円（27 万未満の場合は当該所得額）
老人扶養親族控除	70 歳以上の者 1 人につき 100,000 円
特定扶養控除	16 歳以上 23 歳未満の者（配偶者以外）1 人につき 250,000 円
障害者控除	1 人につき 270,000 円（特別障害者については 400,000 円）
ひとり親控除	1 人につき 350,000 円

3. 入居者資格審査について

◆ 入居者資格審査

申込された方は、下記書類により入居資格審査を行います。

〈入居者資格審査に必要な書類〉

	書類の名称	対象者
全員提出	住民票	入居者及び同居しようとする親族全員分 (続柄記載で世帯全員の証明のあるもの)
	所得課税証明書	入居者及び同居しようとする親族全員分 ※直近のものを発行してください。
該当者のみ提出	退職証明書又は 雇用保険受給証明書	年の途中で就職（転職含む）、退職された方
	給与支払証明書 (給与明細等でも可)	
該当者のみ提出	家賃支払証・領収書又は 賃貸借契約書(写)	申込み理由を過大な家賃を負担しているとされた方
	婚約証明書 (式場予約証明書)	婚姻予定者（募集締切日から3ヶ月以内に婚姻される方）
	各種手帳(写)又は 各施設の証明書	身体・精神・知的障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者 引揚者、ハンセン病療養者

注) 必要書類を提出されない場合は、申込書を受理できません。

4. 入居の手続きについて

◆ 入居について

入居資格審査で合格し、入居手続き※が終わり次第、入居することができます。

資格審査合格時点では入居「仮決定」状態ですので、連帯保証人の選定ができない等の理由により契約書が取り交わせない場合は、入居することができません。

※入居手続き = 賃貸借契約書の取り交わしや敷金の納付など

◆ その他

- ・申込書記載の方全員が同時入居する事が必要です。申込書に記載の無い方は入居できません。
- ・入居に際しては、連帯保証人（原則1名）と敷金（家賃3ヶ月分）が必要です。
- ・駐車場は1戸につき1台分です。2台以上使用する場合は、2台目以降の車は各自の責任の下で市営住宅敷地以外に適法な保管場所を確保して頂くことになります。

5. 入居後について（基本的事項）

- ・住宅使用料のお支払いは、口座引落（月末）をご利用ください。
口座の登録方法については、入居手続き時にご案内します。
- ・住宅使用料が3月以上納入されない場合は、連帯保証人に連絡をとり、お支払いいただくこともあります。また、退去をお願いすることもあります。
- ・市営住宅の入居者に対しては、当該住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持するよう義務付けられています。（保管義務）
- ・翌年度の家賃決定のために、毎年7月末までに、住民票、所得課税証明等の提出をお願いしています。
- ・犬、猫等のペットを飼うこと（住宅に入れることを含む。）を禁止しています。
- ・住宅の入居者として、また地区住民として、関係行事には積極的な参加をお願いします。

今回募集を行う市営住宅（間取り）

殿村新開市営住宅 D棟

